

相馬市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年9月

※令和3年4月改訂

※令和4年6月改訂

相馬市通学路安全推進会議

1 目的

登下校中の交通事故や不審者による被害事故等から児童生徒を守るため、関係機関の連携体制を構築し、交通事故防止及び防犯の観点による通学路の安全確保に係る取組の方針として「相馬市通学路安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に登校できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 相馬市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「相馬市通学路安全推進会議」を設置します。ただし、必要に応じて、以下の機関以外のメンバーを加えることとします。

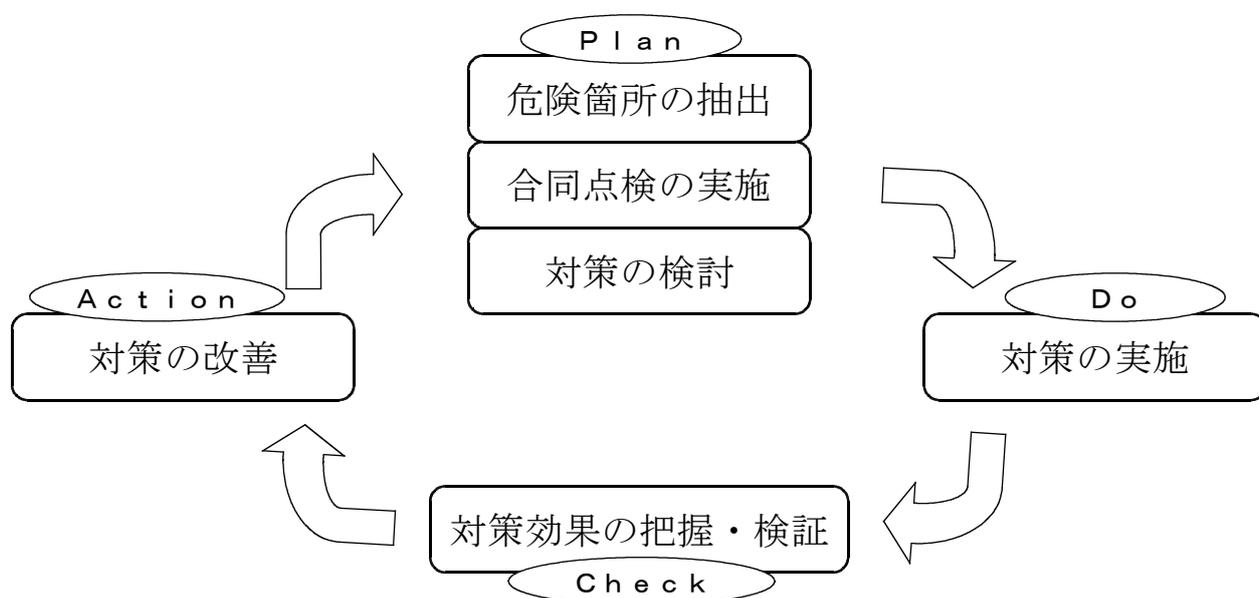
- ・国土交通省磐城国道事務所原町維持出張所
- ・相馬警察署（交通課、生活安全課）
- ・福島県相双建設事務所
- ・相馬市建設部土木課、都市整備課、民生部生活環境課
- ・相馬市立学校PTA連絡協議会
- ・相馬市少年センター
- ・相馬市小中学校長会
- ・相馬市教育委員会

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

- ① 交通事故防止及び防犯の観点から通学路の安全確保を行います。
- ② 関係機関による通学路の合同点検（定期及び緊急）を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実に努めます。
- ③ これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の内容

① 実施範囲

合同点検の対象は、通学路及び学校の新設や統廃合等に伴って将来的に通学路になることが明確な道路とします。

② 実施時期

各小学校が保護者等と協力して、通学路の調査を行い、危険箇所を報告します。小学校を4つのグループに分け、合同点検を行います。

ア 中村第一小学校区、山上小学校区

イ 桜丘小学校区、大野小学校区

ウ 八幡小学校区、日立木小学校区、飯豊小学校区

エ 中村第二小学校区、磯部小学校区

③ 点検体制

学校関係者（P T Aを含む）、道路管理者、警察署、防犯関係団体等が、交通事故防止及び防犯の観点で点検し、それぞれの立場から対策について検討します。

(3) 対策の検討

① 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、ハード対策やソフト対策などを検討します。

② 即時性、即効性のあるものには短期的対策として行います。

③ 歩道の拡幅や信号機の設置など、道路用地を新たに買収することで費用と時間及び沿線住民の協力が必要なものは、長期的対策とします。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、期待した効果が得られているかを把握するための手法を検討し、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表等の公表

小学校ごとの点検結果や対策の内容は、「合同点検箇所一覧」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。

5 その他

緊急性がある場合は、(2)の②のローテーションに拠らず、関係機関に改善を要請します。